



気候変動対策推進条例（改正条例）に基づく制度設計の考え方について

構成

1. 改正条例・規則の概要について
2. 改正条例に基づく制度設計の考え方について
（エネルギー多量使用事業者等に対する計画書・報告書制度）
3. 今後のスケジュールについて

■ 大阪府気候変動対策推進条例について

○大阪府では、温暖化（「地球温暖化」と「ヒートアイランド現象」）の防止等の対策を推進するため、「**大阪府気候変動対策の推進に関する条例**」に基づき、気候変動の緩和及び気候変動への適応、電気の需要の最適化、建築物の環境配慮、エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進等に取り組んでいるところ。

◆ これまでの条例(旧大阪府温暖化防止条例)による対策

産業・業務・運輸	建築物	電気事業者等
<u>エネルギーの多量使用事業者による届出制度</u> 対象：エネルギーを多量に使用する事業者等（特定事業者） ・温室効果ガスの排出抑制等のための対策計画書や実績報告書の届出と公表	<u>建築物の環境配慮制度</u> 対象：建築物を新築する方や増改築する方（新築・増改築に係る部分の床面積が2,000㎡以上） ・建築物環境計画書等の届出と公表、建築物環境性能表示の表示	<u>小売電気事業者等による届出制度</u> 対象：小売電気事業者等 ・電気需給に関する対策計画書や実績報告書の届出と公表
<u>おおさか気候変動対策賞</u>	<u>おおさか環境にやさしい建築賞</u>	<u>高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に係る届出制度</u>

■ 条例の改正について（令和4年3月公布）

1 条例の名称変更及び基本理念の追加

条例の名称を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に改めるとともに、脱炭素社会の実現に向けた施策方針を示した基本理念を追加

2 エネルギーを多量に使用する事業者(特定事業者)等を対象とした計画書・報告書制度の強化

事業者の対策義務について、気候変動への適応を追加すること及び電気の需要の平準化から電気の需要の最適化へと改めることや、特定事業者以外の事業者が任意で届出を提出できる規定を追加することなどの所要の改正

3 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給拡大に関する制度の創設

府域で電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する新たな対策計画書・実績報告書制度を創設

4 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及促進に関する制度等の創設

府、自動車販売事業者や商業施設の駐車場設置者等における電動車の普及に係る責務を規定する。また、自動車販売事業者における環境情報の説明制度及び電動車普及促進に係る取組等に関する計画・実績報告制度等を創設

5 建築士による建築主への情報提供に関する努力義務規定の追加

■ 主な改正内容

R5.4月～

<制度1> エネルギー多量使用事業者等に対する届出制度の強化及び拡大

○脱炭素化をめぐる国内外の潮流やサプライチェーン全体での情報開示の重要性が高まっていることを踏まえ、あらゆる規模の事業者による、自社の取組みの把握及び計画的な対策の推進を促すため、事業活動における気候変動対策に係る各種規定整備

項目	概要
ア 事業者の計画期間・削減目安	計画期間を2030年までとし、削減目安は3年3%から1年1.5%に引き上げ
イ 排出係数の取扱い変更	より排出係数の低い電気の使用を促進するため、温室効果ガス排出量の算定に用いる電気の排出係数は、計画期間中、基準年度の基礎排出係数での固定から、各年度の変動に
ウ 報告内容の追加	報告内容に、太陽光発電設備等を設置した自家消費分などの再生可能エネルギーの利用率や気候変動への適応に関する取組みやサプライチェーン全体での削減取組を追加
エ 任意届出制度とESG投融資の活性化	対象外事業者が削減計画や実績報告を任意で届出し、優良な取組みは府が評価し、これを活用して金融機関によるESG投融資を受けることができる制度の創設

■ 主な改正内容

R5.4月～

<制度2> 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給拡大に関する制度の創設

○府域における再生可能エネルギーの供給拡大及び需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択促進のため、府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける新たな制度を創設

項目	概要
ア 対策指針の策定	府が「 二酸化炭素の量がより少ないエネルギーの供給に関する対策指針 」を策定することを規定
イ 二酸化炭素の量がより少ないエネルギーの供給に関する対策計画書・実績報告書制度	府域に電気の供給を行う 小売電気事業者に対し 、温室効果ガス排出係数の低減対策及び再生可能エネルギーの供給割合の拡大に関する 対策計画書・実績報告書の届出を規定
ウ 対策計画書等の内容の評価・公表	対策計画書及び実績報告書の内容について、上記指針に基づき 評価・公表することを規定

■ 主な改正内容

R4.4月～(一部R5.4月～)

<制度3> 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及促進に関する制度等の創設

- 電動車(電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車)の普及促進に向け、新たな制度を創設

項目	概要
ア 自動車販売・貸渡事業者における環境情報の説明制度	事業者に対し、 新車販売時及び車両貸付時 におけるエネルギー消費性能等の 自動車環境情報の説明義務を規定
イ 自動車販売事業者における電動車普及促進計画書・実績報告書制度	一定規模以上の新車販売実績のある事業者 に対し、電動車普及促進に係る取組等に関する 計画書・実績報告書の届出を規定
ウ 電動車の普及に係る責務	府、自動車販売・貸渡事業者、商業・宿泊施設等の駐車場設置者に対し、 電動車の普及に係る責務（努力義務）を規定

2. 改正条例に基づく制度設計の考え方について

<制度1> エネルギー多量使用事業者等に対する届出制度の強化及び拡大

ア 事業者の計画期間・削減目安

R5.4月～

- 改正内容：計画期間を2030年までとし、削減目安は3年3%から1年1.5%に引き上げ

〔制度の運用方法について（検討中）〕

- 1.5%への引き上げにより事業者の負担も大きくなるため、意欲を引き出す必要がある。
⇒事業者に対しては、再エネ利用による削減効果も含めることなどを丁寧に説明し、理解を求めつつ、事業内容に即した補助金情報の紹介など、サポートの充実を図ることとしてはどうか。

イ 排出係数の取扱い変更

R5.4月～

- 改正内容：電気の排出係数は、計画期間中、基準年度の基礎排出係数での固定から、各年度の変動に変更

〔制度の運用方法について（検討中）〕

- 電力購入契約を変えなくても、小売電気事業者の努力により排出係数が下がることでCO₂が削減できる反面、事業者の純粋な努力分が見えづらくなる可能性がある。
⇒事業者の省エネ等の努力によるCO₂削減効果については、一定以上であれば府による評価において加点するなどしてはどうか。

2. 改正条例に基づく制度設計の考え方について

<制度1> エネルギー多量使用事業者等に対する届出制度の強化及び拡大

ウ 報告内容の追加

R5.4月～

- 改正内容：報告内容に、再生可能エネルギーの利用率、気候変動への適応に関する取組みやサプライチェーン全体での削減取組を追加

〔制度の運用方法について（検討中）〕

○重点対策項目に「サプライチェーン全体でのCO2削減の取組み」を加えるにあたって、事業者にどのような取組みをどのようなレベル感で求めるのが良いか。

⇒サプライチェーン全体での削減について、まずは、サプライヤーのCO2見える化の取組みを求めてはどうか。取組状況を経年的に確認し、レベルを上げていってはどうか。



サプライチェーン全体でのCO2排出イメージ（環境省ホームページより）

2. 改正条例に基づく制度設計の考え方について

<制度1> エネルギー多量使用事業者等に対する届出制度の強化及び拡大

Ⅰ 任意届出制度とESG投融資の活性化

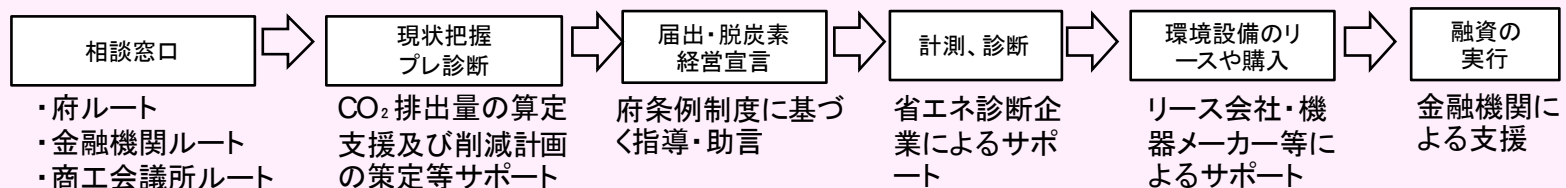
R5.4月～

- 改正内容：対象外事業者が任意で届出できることとし、優良な取組みは府が評価し、これを活用して金融機関によるESG投融資等につなげる

〔制度の運用方法について（検討中）〕

- 多くの事業者が任意届出を積極的に活用するためには、任意届出に対する評価制度や金融機関と連携した取組みについて、どのような仕組みが有効か。
 - ⇒任意届出を行った事業者を評価するにあたって、エネルギー多量使用事業者と同等である1.5%以上を削減した場合は高く評価し、表彰につなげるなど、積極的な排出削減の取組みを高く評価してはどうか。
 - ⇒金融機関による金利優遇、排出量の見える化、省エネ診断、再エネ電気メニューの紹介など、事業者の脱炭素経営をトータルで支援する仕組みとして、金融機関や商工会議所など関係機関と連携して取り組んではどうか。

<想定される支援の流れのイメージ図>



事業者の脱炭素経営をトータルで支援する仕組みのイメージ

<制度2> 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給拡大に関する制度の創設

ウ 対策計画書等の内容の評価・公表

R5.4月～

- 改正内容：対策計画書及び実績報告書の内容について、上記指針に基づき評価・公表することを規定

〔制度の運用方法について（検討中）〕

○小売電気事業者による排出係数の低減及び再生可能エネルギーの導入拡大の取組みをどのように評価すべきか。

⇒小売電気事業者における販売電力のCO2排出係数、再エネ利用率、再エネ電源構成比率及びRE100メニューの有無などの指標を用いて評価してはどうか。

■ 令和5年度の施行に向けたスケジュール

日程	会議等
令和4年7月～8月	制度の運用に関する検討、関係団体・事業者等との調整
8月ごろ	条例に基づく各種指針の完成 事業者向け説明会・ワークショップ等の開催準備・調整
9月ごろ	脱炭素経営宣言スキームの完成 説明会・ワークショップ用カリキュラムの完成
10月以降	事業者向け説明会・ワークショップ等の開催
令和5年4月～	改正条例に基づく制度の運用を開始